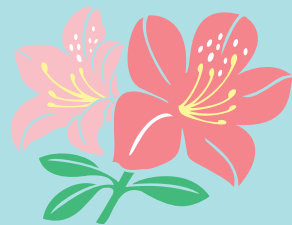


広報 いわくら



市の花 / つつじ

7.1

2005.No.823



【2005岩倉の風景・『蛍』 ～いつかまた五条川に戻っておいで～】

五条川で蛍を見なくなって、もうどれくらいになるだろう？ 昭和30年代後半には五条川でも蛍を見ることができました。そのころの五条川はとても綺麗で、シジミ・センパラ・ハグロトンボなど、多くの水辺の生き物が生息していました。

一時汚れた川になってしまいましたが、最近は五条川を愛する市民の皆さんの努力で美しい水辺が戻ってきました。

初夏の夕べ、淡い光を放って舞う蛍が、またいつの日か五条川に戻ってきたらいいのにな。

千村収一



市政の窓

3

日本脳炎予防接種を中止します...	3
情報公開制度	...3
ロビーコンサート情報	...3
ファミリー・サポート・センターを利用しませ んか	...4
自然生態園せみの羽化と夜の観察会	...4
リサイクル品を販売します	...4
介護保険制度改正内容のポイント	...4
下水道受益者負担金納付書を送付します	...5
金婚祝賀会	...5
岩倉市消防団操法大会優勝を目指し早朝訓練	...5
自然生態園ザリガニ釣り大会	...6
小・中学生夏休み歯みがき教室	...6
夏休み子どもクッキング	...6
市民スペース	
ミニステージ・市民ギャラリー情報	...6
ごみ出しルールを守っていますか?	...7
指名競争入札結果	...7

保健師すこやか日誌

8

岩倉市健康づくり計画「健康いわくら21」

スポーツ大好き!

8

岩倉市ソフトボールスポーツ少年団

ゲーテンターグ

9

オーストリアの食事

市民のひろば・いわくらネットワーク

18

学校通信

20

岩倉南小学校

フォトニュース

21

東小学校田植え・北小学校ぼかし作
り・ナゴヤシティプラスアンサンブル
生演奏で演歌をうたおう!

裏表紙

7月10日(日)は「岩倉市の日」

暮らしのガイド

10

催し	10
ミニミニコンサート	
地域交流センターふれあい交流会	
あゆみの家講演会	
「平成の湯」プレゼント	ほか
手続き	10
国民年金保険料の申請免除・納付猶予制度	
特別障害給付金制度	
高額療養費受領委任払い制度	
国民健康保険税の減免制度	
医療費が高額になったときは	
退職者医療制度	
特別弔慰金支給	
家屋を取り壊した人は届け出を	ほか

募集

14

岩倉市ダブルス卓球選手権大会参加者
2005水辺まつりカーフリーマーケット出店者
放送大学学生

ほか

講座・教室

14

七宝焼講習会

消費生活講座「収納の基礎知識」

ほか

健康

15

こどもの救命講習会

健康度(体力・認知症など)をチェックしよう!

相談・その他

16

不用品データバンク

図書館ニュース・市民相談

ほか

岩倉市は

・交通安全都市宣言
・環境保全都市宣言
・核兵器廃絶平和都市宣言
・安全・安心なまち宣言

のまちです

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)

育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)

高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)

守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)

つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

市政の窓

日本脳炎予防接種を中止します

平成17年5月30日付けで、厚生労働省より日本脳炎ワクチンと重症のADEM（急性散在性脳脊髄炎）との因果関係が認められたため、日本脳炎予防接種を差し控えるよう通知がありました。岩倉市では、関係機関と協議した結果、現時点でより慎重を期すため、日本脳炎の予防接種を中止することになりました。

急性散在性脳脊髄炎とは

ある種のウイルスの感染後あるいはワクチン接種後まれに発生する脳神経の病気です。ワクチン接種後の場合は、接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状が現れますが、万が一発症しても通常は軽快し、その後の再発はみられません。まれに運動障害等の後遺症が残るといわれています。

なお、日本脳炎ワクチンの副反応としてのADEMは、70万〜200万回の接種に1回程度の極めてまれに発生すると考えられています。ワクチン接種後4〜21日に特に症状がなければ心配ありません。症状が疑われる場合には、医療機関で医師の診察を受けてください。接種を受けても症状のない場合は、健康診断や検査を受ける必要はありません。詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。

●問合先 保健センター（☎37-3511）まで。

知る権利を保障しています

情報公開制度

岩倉市では、市民の皆さんの「知る権利」を保障するため、情報公開制度を設けています。

この制度は、皆さんの知りたい情報（岩倉市が作成または、取得した公文書）を公

開することにより、市政への理解、認識を深めていただき、信頼関係を増進することをねらいとしています。

情報公開の基本4原則

岩倉市に関する情報は、公開を原則とし、非公開とする情報は、必要最小限とします。個人に関する情報は、最大限保護します。

情報の公開を拒否された場合、公平な第三者機関による救済制度を保障します。

情報は、速やかに公開するよう努めます。

●公開の対象となるもの 文書・帳票・図画・マイクロフィルムなど一切の情報で、岩倉市が保管または、管理しているもの。

費用負担

閲覧：無料

公文書の写しの交付：1枚につき10円

公文書の写しの証明：1件につき200円

郵送の場合：郵便料金を加算

●適正使用 公開された情報は、制度の趣旨に沿って正しく使用してください。

●公開を拒否された場合の救済 公開請求に対する決定に不服を申し立てることができます。

ロビーコンサート情報

市役所1階ミニステージで、毎月第4日曜日にロビーコンサートを開催しています。7月は世界の歌をお贈りします。入場は無料です。

【歌で世界めぐり】

- とき 7月24日（日）午前10時30分〜11時30分
- 出演者 歌...小川かず子、ピアノ...森岡 愛
- 主な曲 庭の千草 / アイルランド民謡、見上げてごらん夜の星を / 日本歌謡曲、歌に生き恋に生き / イタリア歌劇「トスカ」より ほか
- 問合先 生涯学習課文化振興係（☎38-5819）まで。

●平成16年度の情報公開運営状況

情報公開を請求された件数：4件

情報公開の可否の件数：全部公開2件、一部非公開2件

不服申し立ての件数：0件

●問合先 行政課行政係（☎38-5804）まで。

ファミリー・サポート・センターを利用しませんか

市民の皆さんが安心して子育てをすることができ、よりよい環境をつくるために、「岩倉市ファミリー・サポート・センター」があります。

このファミリー・サポート・センターは、市民の皆さんがお互いに助け合う会員組織です。子育てでちょっとお困りのお母さんぜひ、ご利用ください。

また、子育ての助け合いに参加できる人も募集中です。

ファミリー・サポート・センターとは？

子育ての援助を受けた人（依頼会員）に子育ての援助をしたい人（援助会員）を紹介し、会員同士で一時的な子育ての援助ができるよう支援し、子育ての環境をつくる組織です。

どんな人が？

依頼会員…市内にお住まいで、0歳（生後43日以降）から小学校6年生以下の子どもを養育している人

援助会員…市内にお住まいで、20歳以上の心身ともに健康な人。資格や経験、性別は問いません。

どんな時？

・急な家族の看護や冠婚葬祭で子どもの世話ができなくて…

・子育て中のお母さん、1日のうち数時間だけ資格取得にチャレンジしたい！

・仕事の都合で、保育園や幼稚園へ送り迎えができない など

利用は？

援助会員および依頼会員は、講習を受けて会員登録をしていただきます。その後、依頼会員は子どもを預かってほしい時、センターを利用できます。

報酬は？

月～金曜日午前7時～午後8時：1人1時間700円

前記以外の時間帯と土・日曜日、祝日、年末・年始：1人1時間800円

● 問合先 岩倉市ファミリー・サポート・センター（児童課内 ☎ 38—5810）まで。

自然生態園

せみの羽化と夜の観察会

自然生態園で「せみの羽化と夜の観会」を行います。

なお、小学生以下の児童は親子同伴で参加してください。

● とき 7月23日（土）午後5時～
● ところ 自然生態園（北島町）

● 問合先 環境保全課環境啓発係 ☎ 38—5808 まで。

まだまだ使える また使える リサイクル品を販売します

清掃事務所のリサイクル工房では、粗大ごみ収集申し込みの際に「まだ使えるもの」についてご提供の了解を得て、机や戸棚などを、修理、洗浄し、再生しています。

今回、「また使えるもの」となった家具などを、次のとおり販売します。一度、ご

覧のうえ、入札にご参加ください。

● 展示・販売するもの 食器棚、学習机、いす、サイドボード、タンス など

● 展示・入札の日 7月14日（木）・15日（金）の2日間、午前10時～午後3時

なお、15日の午後3時に落札者を決定し、ご連絡します。

● ところ 清掃事務所内リサイクル工房（名神高速道路北側側道沿い、五条川の西）

● その他 同一物に複数の入札者があった場合は金額の高い人を落札者とします。落札された人は、ご自分で家まで運搬していただきます。

● 問合先 清掃事務所 ☎ 66—5912 まで。

介護保険制度改正内容のポイント

介護保険法は、平成12年4月に施行され、附則第2条において、施行後5年を目途としてその全般に関して見直し等の措置を講じることとなっています。

国では現在、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行っていますが、その改正のポイントについてお知らせしていきます。

ポイント「介護予防型システムへの転換」

予防重視型システムは、介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、「介護給付事業」「新予防給付事業」「地域支援事業」という大きな3つの柱に分かれています。自立と判定された高齢者や元気高齢者と要支援、要介護高齢者などに対して別々のサービスを行うのではなく、非該当の人が要介護状態にならないよう、要介護度が重度化しないよう、一貫性・連続性のある「総合的介護予防システム」の確立を目指していきます。

● 問合先 生きがい課介護保険係（☎ 38—5811）まで。



下水道整備地域の皆さんへ

下水道受益者負担金 納付書を送付します

岩倉市では、公共下水道の整備が進んだ地域から、毎年「受益者負担金賦課区域」を定め「受益者負担金」を賦課しています。今年度の賦課区域の受益者（土地の所有者または、建物の所有者など）の皆さんに、7月1日付けで納入通知書を送付します。内容をお確かめのうえ、納期限までに納付してください。

なお、第1期納期の8月1日（月）までに5年分または、1年分を一括して納付された場合は、前納報奨金の制度により受益者負担金が一定の割合で割り引かれます。ぜひ、ご利用ください。

受益者負担金は、下水道整備費の一部にあてての貴重な財源です。皆さんの納付をよろしく願います。

受益者負担金制度

受益者負担金は、限られた区域の人しか利用できない下水道の建設費すべてを、税金でまかなうのではなく、建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける人（受益者）に負担していただく制度です。

● **負担金の対象となる土地** 下水道整備区域内にある土地は、すべて負担金の対象と

なります。宅地だけでなく、空き地や駐車場、農地も対象になります。

ただし、農地については、宅地化されるまで徴収が猶予される制度があります。

● **負担金を納めていただく人** 受益者負担金を納めていただく人（受益者）は、下水道整備区域内にある土地の所有者です。

ただし、その土地が地上権、質権、使用貸借または、賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となります。

● **負担金の額** 受益者の皆さんに納めていただく負担金の額は1平方メートル当たり450円になります（受益者負担金はその土地に1回限りのものです）。

● **負担金の納付方法** 5年に分割し、さらに1年を4回に分けて20回で納めていただく「分割納付」と、各年度の第1期の納期に負担金を全額または、1年分まとめて納めていただく「一括納付」があります。初年度に全額を一括納付しますと約16％、各年度に1年分を一括納付されますと約2％が前納報奨金として納付額から割り引かれます。

下水道の接続工事はお早めに

今年度の賦課区域では、すでに下水道が使用できます。一日も早く下水道への接続工事（排水設備工事）を行ってください。なお、この工事は、岩倉市が指定した指定工事店に依頼してください。

● **問合せ先** 下水道課計画管理係（☎3815815）まで。

結婚50周年のご夫婦をお祝いします 金婚祝賀会

岩倉市では、結婚50周年を迎えられるご夫婦を招待して、金婚祝賀会を開きます。

● **とき** 11月23日（水）午前10時
● **ところ** 総合体育文化センター多目的ホール

● **内容** 式典（祝いの品の贈呈など）・アトラクション

● **対象** 今年1月1日から12月31日までの

間に、結婚50周年を迎えられるご夫婦（昭和31年1月1日から12月31日までに婚姻届出の人）または、すでに結婚50周年を迎えているが、都合で今までに申し出ていないご夫婦（ただし、1月1日現在引き続き1年以上市内にお住まいのこと）

● **申込方法** 生きがい課、各老人憩の家にある「金婚祝申請書」と、ご夫婦の戸籍謄本を提出していただきますと、資格を確認したうえで、金婚祝賀会案内状をお送りします。

● **受付期限** 7月15日（金）まで

● **申込・問合せ先** 生きがい課ふれあい係（☎3815811）または、各老人憩の家まで。

岩倉市消防団 操法大会優勝を目指し早朝訓練

第50回愛知県消防操法大会が7月23日（土）豊田市で開催されます。

この大会には、県下各市町村の代表消防団員が参加して、消防ポンプ自動車操法と小型ポンプ操法に分かれホース延長・放水および消防ポンプ等消防機器の取り扱いを正しい動作で短時間に行うことを競います。

岩倉市消防団は、消防ポンプ自動車操法の部に出場、昨年も連続して入賞を成し遂げ、今年は優勝を目指し、五条川小学校グラウンドで厳しい早朝訓練（午前5時30分～7時、日曜日は休み）を実施しています。

市民の皆さんの応援をお願いします。



岩倉市代表の選手

左上から宮本 彰さん（大山寺町区）、須藤 隆さん（曽野町区）、藤本貴志さん（東町区）、櫻井伸賢さん（大山寺町区）、最前列左から若園欽正さん（西市町区）、丹羽真伸さん（神野町区）

自然生態園

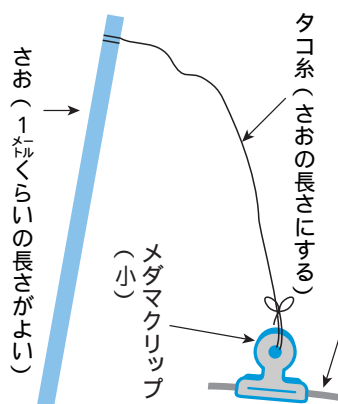
ザリガニ釣り大会

自然生態園のトンボ池でザリガニ釣り大会を行います。

なお、釣りざお、えさは、各自持参してください(リール、テグス系は禁止します)。

えさ (えさはするめなど)

釣りざおの作り方



- **とき** 7月23日(土)午前10時～11時
- **ところ** 自然生態園(北島町)
- **対象** 小学校以下の児童
- **定員** 30人
- **申込方法** 自然生態園ワークハウスにある申込書を利用するか、電話で申し込んでください。
- **申込・問合せ** 環境保全課環境啓発係(☎38-5808)まで。

小・中学生

夏休み歯みがき教室

小学校や中学校での歯科健診の結果はどうでしたか。むし歯がなく、ほっと一安心している人はいませんか？ むし歯がなくとも、特に、GO(歯ぐきに軽い炎症)やCO(初期むし歯)があった人は、要注意です。

甘いおやつやジュースばかり飲んでいたり、歯みがきを毎日していても、磨き残しがあつたりすると、むし歯や歯肉炎になつてしまいます。

夏休み中に食生活を見直し、正しいブラッシング方法を身に付け、むし歯や歯肉炎を予防していきましょう。

- **とき・対象・内容** 表のとおり
- **ところ** 保健センター
- **申込方法** 7月4日(月)から保健センター

対 象	と き	内 容
小学校1～3年生	7月26日(火)	午前10時～11時30分 ・むし歯・歯肉炎予防の話 ・むし歯菌の観察、ブラッシング指導など
小学校4～6年生	7月29日(金)	
中学校1～3年生	8月3日(水)	

いで受け付けます(電話可)。

- **持ち物** 普段使っている歯ブラシ、コップ、タオル
- **申込・問合せ** 保健センター(☎37-3511)まで。

夏休み子どもクッキング

朝ご飯で作る元気な体

朝ご飯を食べない子どもたちが増えていくようです。

一日の始まりには、頭にも体にも、朝ご

飯がとても大切です。夏休みを利用して、食べ物と体のつながりを考えながら、楽しく料理を作ってみませんか。

- **とき** 7月27日(水)午前9時30分～正午
- **ところ** 保健センター2階栄養指導室
- **対象** 小学校4年生・中学生(男女は問いません)
- **内容** 話「大切な朝ご飯」、調理実習、試食
- **定員** 20人(先着順)
- **持ち物** エプロン、三角巾
- **申込方法** 7月4日(月)から保健センターで受け付けます(電話可)。
- **申込・問合せ** 保健センター(☎37-3511)まで。

市民スペース ミニステージ・市民ギャラリー情報

市役所1階には、情報サロンやミニステージ、児童コーナー、2階には市民ギャラリーやレストランなど、市民の皆さんに利用していただけるスペースがあります。皆さん、ぜひ、ご利用ください。

- **利用時間** 午前8時30分～午後9時(第2日曜日、祝日、年末および年始は休みです)ただし、レストランの営業時間は、振替休日を除く月～土曜日の午前9時から午後6時までです。

ミニステージ

【ゴスペルコンサート】

- **と き** 7月3日(日)午後2時～2時30分
- **出演者** 一宮ゴスペルラヴァーズ
- **主な曲** アメージング・グレース、世界にひとつだけの花、鳥唄 ほか
- **問合せ** 猪飼(☎0586-76-0457)まで。

市民ギャラリー

【写真コンクール入賞作品展】

- **と き** 7月4日(月)～8日(金)
- **問合せ** 岩倉市商工会(☎66-3400)まで。

【戦争資料展】

- **と き** 7月30日(土)～8月15日(月)
- **問合せ** 秘書課秘書係(☎38-5801)まで。

ごみ出しルールを守っていますか？



一部の集積場は、地主さんの善意で成り立っています。
きちんとマナーを守って、お互いが気持ちよく使えるように
きれいにしましょう！

粗大ごみは有料戸別収集

タンス、机、いす、自転車などで、縦、横または高さのいずれか一辺が60cm以上のものが粗大ごみです。セット扱いで複数の物を1個(1,000円)とする場合もあります。まず、電話で☎66—8153(ハイごみ)の受付に連絡し、収集日等を予約してください。

分別収集にご協力を

缶類・びん類・ペットボトルなど資源になるものは必ず各地区毎月1回の分別収集へ出してください。資源になるものをごみの集積場に出さないでください。また、粗大ごみ以外の不燃物(埋立ごみ、小型ごみ)、蛍光管なども分別収集へ出してください。古紙は新聞紙と折込チラシ段ボール雑誌類紙製容器など雑がみに分けて出してください。古紙と古着については、月1回の古紙と古着の日にも出してください。地区の子ども会の皆さんなど資源回収団体が行う廃品回収にも、ぜひご協力ください。

ルールが守られないと一番迷惑されるのは集積場付近の皆さんです

ごみは、収集日の朝8時30分までに、決められた集積場に、分別して出してください。ルールが守られないと一番迷惑されるのは集積場設置にご協力いただいている皆さんや付近の皆さんです。

「燃やしてもいいごみ」は

料理くず等生ごみ、再生できない紙くず、木くずなどです。毎週2回、市の南部地域は月・木曜日、北部地域は火・金曜日に必ず市の指定袋で出してください。段ボール箱や紙袋に入れて出すのはルール違反です。

「燃やしてはいけないごみ」は

プラスチック・ビニール・ゴム類などです。市の推奨袋など中身の見える袋で出してください。黒い袋は中身が見えず危険なため市は収集しません。

牛乳パック

牛乳パックは、市役所(市民窓口課)・公民館・総合体育文化センター・岩倉団地自治会事務所・清掃事務所の5か所で回収し、所定の枚数で記念品と交換しています。

ライターやスプレー缶は分別収集へ

使い捨てライターやスプレー缶の混入で収集車両の火災等が発生しています。ライターやスプレー缶は必ず使い切り分別収集へ出してください。缶には穴を開けてください。

10月1日からプラスチック製容器包装を回収

岩倉市では資源を大切に、ごみを減らすため、ケース、ポリ袋、ラップ類等のプラスチック製の容器包装を10月から回収します。

今後、地区説明会等を開催して、詳しく説明していきますのでよろしくお願いします。

●問合先 環境保全課生活環境係(清掃事務所内)☎66—5912)まで。

指名競争入札結果

(5月26日～6月2日)

工事名等	工事場所等	契約業者名	契約金額(円)	期間
石仏自転車駐車場改修工事	石仏町地内	栗本土木(株)	8,190,000	6/3～H18/3/31
歩道設置工事測量設計業務	八劔町地内	(株)石田技術コンサルタンツ	2,625,000	5/31～8/29
用地測量業務	下本町地内	吉田興業(株)	1,470,000	5/31～9/7
物件調査業務	八劔町地内	(株)石田技術コンサルタンツ	3,045,000	6/7～9/5

保健師すこやか日誌

岩倉市健康づくり計画「健康いわくら21」

～みんなで力をあわせる健康づくり～

「健康いわくら21」のとりくみと生活習慣の改善

9つの領域と目標(スローガン)

栄 養

適正体重を維持しよう
バランスのよい食事を楽しくとろう
元氣な1日は朝食から

運 動

意識的に身体を動かそう
一緒に運動する仲間をつくろう

休養・こころの健康

ストレスと上手につき合おう
仲間づくり

生活習慣の改善

たばこ

禁煙・分煙に努めよう
妊婦と子どもをたばこの害から守ろう

アルコール

アルコール博士になろう
お酒と上手につき合おう

歯の健康

むし歯を予防しよう
歯周病を予防しよう
歯の喪失を防止しよう

糖尿病

体重コントロールを意識しよう
年に1回、定期健診を受けよう

生活習慣病予防

循環器疾患

高血圧・高脂血症を予防しよう
年に1回、定期健診を受けよう

が ん

禁煙に取り組もう
1日に適量の野菜と果物を食べよう
がん検診を定期的に受けよう

岩倉市健康づくり計画「健康いわくら21」は、「人にやさしく、健康で安心感のある、ふれあいのまちづくり」の実現のために平成16年3月に策定されました。この計画では、病気になるまいように、普段から健康増進に努める「一次予防」を重視しています。そして、健康で明るく元気に生活し、みのり豊かで満足できる生涯、つまり認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸を図ること等を目的としています。市民一人ひとりが、健康を増進し、「自分の健康は自分でつくる」という自覚を持ち、生涯を通じた健康づくりに主体的に取り組むように、行政だけでなく、家

庭、さまざまな住民組織、地域が、市民の皆さんの健康の実現を支援しています。計画には、栄養・運動等9つの領域に分けて「市民のとりくみ」「行政のとりくみ」等があげられています。図は「市民のとりくみ」を一覧にしたものです。今回の「保健師すこやか日誌」からそれぞれのとくみを紹介していきたいと思っています。私だったらこんな健康づくりのとくみができかな、と自分自身の生活を振り返り、健康づくりに役立ててください。

●問合先 保健センター(☎37-3511)まで

ソフトボールって楽しいよ!!

岩倉市ソフトボールスポーツ少年団

私は、小学生のころ、町内の子ども会のソフトボールに参加して活動していました。

そして30年以上経った今、自分の子どもがスポーツ少年団のソフトボールにお世話になっています。

数年前に子どもから親子大会という父兄のチームと現役の子どもたちのチームが真剣(?)に対戦するイベントに来てほしいとせがまれて、30余年ぶりにソフトボールをしたのですが、そのときに感じた子どもたちの充実ぶりには、驚かされました。技術と共に礼儀正しい姿を目の当たりにして、小学生がここまで成長できるんだという事に感心させられたのです。

それからというもの、私の方が夢中になり、スポーツ少年団に携わるようになったのですが、私の小学生時代には、各町内会にそれぞれあったチームも、現在は岩倉市に1チームしか存在しておりません。

しかしながら、卒団生の面々が中



Guten Tag

グーテンターグ

オーストリアの食文化はオーストリアハンガリー二重帝国から生まれました。伝統的なオーストリア料理は特にハンガリーやチェコの影響を強く受けています。オーストリアの西側はスイスの影響を受けているので、チーズが多く使われています。

オーストリアのお菓子やケーキは世界的に有名です。また、コーヒーも人気があり、色々な飲み方があります。オーストリアには、特別なウィーンの伝統的な喫茶店がたくさんあります。

オーストリアの料理では牛肉や鶏肉や豚肉が多く、付け合わせはジャガイモやサラダやパンから作った団子などです。食前は、「マール・ツァイト」という習慣があります。マールは食事、ツァイトは時間という意味ですが日本のいただきますのことです。伝統的にはスープから食べ始めます。色々なスープがあり、例えば牛肉の煮た出し汁で麺が野菜、そのほか穀物セモリーナで作った団子などが入っています。食後は昔からの習慣でブランデーを飲みます。一番有名な料理はウィーナシュニッツェルと言って、子牛の薄切りのカツレツ（とんかつのようなもの）を焼いたジャガイモがジャガイモのサラダで食べます。他には、タフェルシュビズ（ウィーン風のボイルドビーフ）、グーラッシュ（角切り牛肉や玉ねぎやピーマンなどを入れたシチュー）、ケーゼシュベッツレ（チーズに入った団子で玉ねぎがトッピングされたもの）やチロラグレステル（牛肉またはベーコン、ジャガイモ、パセリ、玉ねぎなどを焼いた料理）があります。



スナックや軽食として、フランクフルト、ホットドッグがあります。他にはオープンサンドイッチでハム、チーズなど色々なトッピングで食べます。リプタウェル（ソフトチーズ、玉ねぎやスパイスでパブリカなどで作る）は人気があります。リプタウェルの名前の由来は、スロバキアのリプトブという町の名前にあります。

次回も引き続き食文化について紹介します。オーストリアのお菓子、中でも特に有名なザッハトルテの紹介をしたいと思います。

Austrian cuisine was derived from the cuisine of the Austro-Hungarian Empire. In addition to native regional traditions the influence of Hungarian and Czech dishes is very strong.

The cuisine of Austria's west has been influenced by the cuisine of neighboring Switzerland, meaning that cheese takes in the cuisine's main part. However, Austrian cuisine is worldwide famous for its cakes and sweets. Also, coffee is very popular and is served in a variety of styles, particularly in the traditional coffeehouses of Vienna.

Meat plays the main roll in Austrian dishes, and potatoes, green salad or dumplings are served as side dishes. Before starting a meal, there is a custom of saying "Mahlzeit", Mahl meaning meal and Zeit meaning time. A traditional meal often starts with soup, such as beef broth with noodles, vegetables or small dumplings made from semolina. Traditionally for closing a meal fruit brandy is served. One of the most famous dishes is called Wiener Schnitzel, a veal fillet served with roast potatoes or potato salad. Other Austrian dishes are: Tafelspitz: a boiled beef dish; Gulasch: a hotpot made of beef, paprika and onions; Kaesespaetzle: egg noodles prepared with cheese, or Groestel: pan-fried meat, potatoes, parsley and onions. For snacking in between meals, there are sausages with mustard and bread, as well as open sandwiches with a wide variety of toppings such as sliced sausages, bacon and cheese. Liptauer is a popular soft milk cheese, mixed with onions and different spices such as paprika and caraway; originally the cheese and its name derived from Liptov, a region in Slovakia.

Next time, I would like to continue the food topic, writing about Austrian sweets and particularly introduce the famous chocolate cake called Sachertorte.

オーストリアの食事

岩倉市国際交流員

オールバーグ ビビエン

OELBERG VIVIEN



まで。

●連絡先

横井(☎66-2976)

●練習日

土曜日 午後1時～(中央公園)

日曜日 午後1時～(五条川小学校)

にプレーしましょう。

見学においでください。そして一緒に

な行事も行っております。ぜひ一度、

ソフトボール以外にもキャ

ンプ、ボウリング大会などいろ

んな行事も開催しております。ぜひ一度、

見学においでください。そして一緒に

プレーしましょう。

また、ソフトボール以外にもキャ

ンプ、ボウリング大会などいろ

んな行事も開催しております。ぜひ一度、

見学においでください。そして一緒に

プレーしましょう。

また、ソフトボール以外にもキャ

ンプ、ボウリング大会などいろ

んな行事も開催しております。ぜひ一度、

見学においでください。そして一緒に

プレーしましょう。

また、ソフトボール以外にもキャ

ンプ、ボウリング大会などいろ

んな行事も開催しております。ぜひ一度、

見学においでください。そして一緒に

プレーしましょう。

暮らしのガイド

問合先・岩倉市役所 0587-66-1111 (代表)
ふれ愛コールいわくら 0587-38-1717
市民の声FAX 0587-38-2471
E-mail koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

催し



ミニミニコンサート

みどりの家

みどりの家では、毎月1回ミニミニコンサートを開いています。

7月は、電子オルガンを弾くことが楽しくて仕方ない個性あふれる小さなミュージシャン「自遊倶楽部」の皆さんのコンサートです。入場は無料です。

▼とき 7月17日(日)午後2時
▼ところ みどりの家ふれあい交流ホール
▼出演者 自遊倶楽部
▼演奏曲 ビバルディ「四季」より「春」・オリジナル曲
▼問合先 地域交流センターみどりの家(0587-66-6700)

地域交流センター ふれあい交流会

地域交流センターでは、子どもからお年寄りまでがともに集

い、楽しく交流する「ふれあい交流会」を開きます。

今回は朗読とピアノによる童謡・唱歌の世界にご招待します。ピアノと声でちよつと遊んでみませんか。だれでも参加できます。

▼とき 7月31日(日)午後2時
▼ところ みどりの家ふれあい交流ホール
▼内容 第1部「朗読とピアノによる童謡・唱歌のコンサート」(きらきら星変奏曲など)、第2部「言葉あそび・曲あてゲーム」ほか

▼出演 「おと・おと」
▼参加費 無料
▼問合先 地域交流センターみどりの家(0587-66-6700)

あゆみの家講演会

あゆみの家では、心身の発達に遅れやつまずきのある子ども、の育児に関心のある人を対象に講演会を行います。

▼とき 7月23日(土)午前10時
▼ところ くすのきの家
▼テーマ 「ことばが育つということ」

▼講師 吉川雅博さん(愛知県立大学社会福祉学科助教授)
▼問合先 あゆみの家(0587-66-6700)

5901

「平成の湯」プレゼント 老人憩の家

和泉村から友好事業の一環として、「平成の湯」が、老人憩の家、南部老人憩の家にプレゼントされます。

▼とき 7月13日(水)入浴時間は、午後1時～4時
▼問合先 老人憩の家(0587-3834)または、南部老人憩の家(0587-370497)

ラブ・オール・ライフ・フェスティバル2005 あいち

人権啓発フェスティバル「ラブ・オール・ライフ・フェスティバル2005あいち」が開催されます。「だれもが、自分らしく生きられる社会へ」をテーマに、楽しみながら人権の大切さについて考えていただけるイベントです。入場は無料です。

▼とき 7月23日(土・24日)午前10時～午後5時30分(24日は午後4時まで)

▼ところ 愛知芸術文化センター、オアシス21(名古屋市中区)、久屋大通公園もちの木広場(名古屋市中区)ほか

古屋市中区)ほか

▼内容 井筒和幸トークショー、映画上映「1リットルの涙」・「モーターサイクル・ダイアリーズ」、コンサート「森圭一郎」、コンサート「デラックス・バンパニザール・デラックス・亀淵友香&The Voices of Japan」、新垣勉コンサート&トーク、人権シンポジウム、人権啓発資料展・パネル展、物産展、キャラクターショー等

▼その他 託児あり(満2歳から就学前まで・定員制・予約可)
▼問合先 愛知県県民生活部県民課人権同和対策室(052-954-6167 FAX 052-973-3582 ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/inken/>)

手続き



国民年金保険料の申請免除・納付猶予制度

【国民年金申請免除制度】

国民年金には、所得が少なかったり、失業や災害にあったりして、保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によつ

免除と納付猶予と未納は、こんなに違います！

	保険料	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る年金額 (その期間分について)	障害・遺族年金を受けるとき	収入の審査を受ける人
全額免除	納めなくてよい	○ 受給資格期間になります	 1/3	○ 保険料を納付した場合と同じです	本人・配偶者・世帯主
半額免除	半額(6,790円)を納める 納付しないと未納扱い	○ 受給資格期間になります	 2/3	○ 保険料を納付した場合と同じです	本人・配偶者・世帯主
納付猶予 (20歳代の人のみ)	納めなくてよい	○ 受給資格期間になります	 0	○ 保険料を納付した場合と同じです	本人・配偶者
未納	(13,580円納める 必要があります)	× (期間に算入されません)	 0	× 年金を受けることができない場合があります	

て保険料を免除する制度(全額免除・半額免除)があります。

保険料の免除を受けずに、未納のままにしておくと、将来、納付月数の不足で年金が受けられなかったり、事故などで障害が残っても、障害年金が受けられなかったりする場合がありますのでご注意ください。

保険料の免除を受けるためには、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得(1月分から6月分の保険料免除については前々年の所得)がいずれも全額免除・半額免除の基準以下であることが条件です。扶養している親族の人数などによつて基準が異なりますので、詳しくはご相談ください。

また、失業中のときは、前年の所得にかかわらず、保険料の免除を受けられる場合もあります。

【20歳代の納付猶予制度】

所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居しているために、国民年金申請免除の対象とならなかった20歳代の人について、本人(配偶者を含む)の所得が一定額以下の場合、申請により保険料納付を猶予する制度が新たにできました。

▼保険料の追納と年金額

申請免除・納付猶予が承認された期間については、10年以内であれば保険料を追納することができます。

なお、3年目以降に納める場合には、経過年数に応じた加算

額が付きまうので、なるべく早めに納めることをお勧めします。追納しなくても、免除・猶予された期間は、年金を受けるための資格期間に含まれます。

ただし、老齢基礎年金の額を計算する際に、全額免除された期間は年金額が3分の1として、半額免除された期間は年金額が3分の2として計算され、猶予期間は年金額には反映されません。

▼承認期間 7月から翌年6月まで

承認されれば期間の始期までさかのぼります。ただし、失業や災害などの理由によるときはその事由が発生した前月から承認されます。

なお、6月まで申請免除・猶予が承認されている人も引き続き免除・猶予を希望される場合は、再度申請する必要があります。

▼持ち物 年金手帳、印鑑(なお、失業を理由として申請する場合は雇用保険の雇用保険受給資格者証または、離職票の写しなどが必要)

今年、岩倉市に転入したばかりの人は、前年所得の状況が分かる書類(課税証明書、源泉徴収票など)が必要な場合があります。

▼申込・問合先 市民窓口課 市民窓口係 年金担当(☎3815807)

●特別障害給付金制度

国民年金に任意加入をしていなかったために、障害基礎年金等を受けられない障害者の人を対象として、特別障害給付金制度が4月から始まりまし。

▼対象者

昭和61年3月以前の厚生年金・共済組合等の加入者の配偶者

平成3年3月以前の学生であつて、当時、任意加入をしていなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害に該当する人

▼支給額 1級：月額5万円、2級：月額4万円

ただし、所得によつて支給が制限される場合があります。

また、老齢基礎年金等を受けている場合は支給制限があります。

▼支給開始 給付金は請求した月の翌月分から支給されますので、給付金を請求する人は、できるだけ早めに請求書を提出してください。

障害認定に必要な添付書類がすべてそろわない場合でも、請求書の受け付けを行つていただきます(この場合、不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることになります)。

障害認定には、過去の状況

確認する必要があるため、時間がかかる場合があります。支給の決定まで数か月必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▼申込・問合先 市民窓口課 市民窓口係 年金担当(☎3815807)

●高額療養費受領委任払い制度

この制度は、岩倉市国民健康保険の加入者を対象に、医療機関の協力を得て行うもので、高額療養費が発生する場合、医療機関の窓口では、高額療養費支給分を除いた自己負担分のみをお支払いいただき、高額療養費支給分は市と医療機関の間で精算するものです。

▼対象者 国民健康保険法第57条の2に規定する高額療養費の支給を受けることができる人

▼申請方法 この制度の利用を希望される場合は、医療費の支払いの前に国民健康保険被保険者証を持って、市民窓口課 保険医療係までお越しください。

なお、従来からの高額療養費支払資金貸付制度についても、実施しています。ご利用ください。

▼問合先 市民窓口課 保険医療係(☎3815807)

● 国民健康保険税の減免制度

国民健康保険税の減免制度は、前年度国民健康保険税課税世帯

減免理由		減免割合
所得の激減	前年度国民健康保険税が課税され、前年中の所得が300万円以下で、本年の所得が前年に比較して大幅に減少する見込みの場合	減少の程度により所得割額および資産割額を最高3分の2まで減免
長期療養者	前年中の所得が300万円以下で、6か月以上療養中または、継続して6か月以上療養を要する場合	療養期間に到来する納期限に係る納付額の全部
災害による損害	災害により、自己所有の住宅または家財に、3割以上の損害（保険金・共済金などで補てんされる金額を除く）を受けた場合	前年中の所得、損害の程度により最高全額まで減免
固定資産税の減免	岩倉市税条例第66条の規定により、固定資産税の減免を受けた場合	減免を受けた固定資産税による資産割額

減免理由が2つ以上の場合は、1つの理由を選択します。
就学援助、生活保護を受けることになった場合等、特に必要と認められた場合も減免が受けられます。

で本年中の所得の激減、長期療養、災害などにより生活が著しく困窮し、保険税の納付が困難になった人で、減免の必要があると認められる場合、保険税の一部または、全部が減免される制度です。制度の概略は、表のとおりです。該当すると思われるときは、ご相談ください。

▼問合先 市民窓口課保険医療係（☎38-5807）

● 医療費が高額になったときは

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められれば、自己負担限度額（表）を超えた分が高額療養費（老人保健では高額医療費）として、あとから支給されます。

自己負担額が限度額を超えたとき

病気やケガで同じ人が同じ月内に同じ医療機関で自己負担限度額を超えて医療費を支払ったときは、その超えた分が申請により支給されます。

同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

同じ世帯で、同じ月内に医療費を2万1千円以上支払った人が複数いるときは、それらの額を合算して、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

70歳未満の人の自己負担減額額

		3回目までの限度額	4回目以降の限度額
住民税課税世帯	上位所得者	139,800円 さらに、実際にかかった医療費が466,000円を超えた場合は超えた分の1%の額を加算します	77,700円
	一般	72,300円 さらに、実際にかかった医療費が241,000円を超えた場合は超えた分の1%の額を加算します	40,200円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

・上位所得者とは同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者の基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯および所得申告がない世帯の人です。

・住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が非課税の世帯です。

70歳以上の人の自己負担減額額

		外来(個人ごとに計算)	世帯単位で入院と外来が複数あった場合は合算
住民税課税世帯	一定以上所得者	40,200円	72,300円 さらに、実際にかかった医療費が361,500円を超えた場合は超えた分の1%の額を加算します (40,200円)
	一般	12,000円	40,200円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

・一定以上所得者とは、同一世帯に一定以上（住民税の課税所得が124万円以上（平成17年8月1日からは145万円以上））の70歳以上の人や、老人保健対象者がいる人です。ただし、70歳以上の人や老人保健対象者の収入の合計が一定額未満（70歳以上の人が一人の世帯の場合は年収450万円未満（平成17年8月1日からは484万円未満）、70歳以上の人や老人保健対象者が2人以上の世帯の場合は年収637万円未満（平成17年8月1日からは621万円未満））である旨申請があった場合を除きます。

・区分Ⅱとは同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が非課税の人の世帯です。

・区分Ⅰとは同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が非課税の人で所得が一定基準に満たない人です。

（ ）内の金額は、過去12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。

高額医療費の支給が4回以上あるとき

同じ世帯で、過去12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けたときは、4回目から限度額が引き下げられます。

なお、高額療養費支給該当者には、診療月の約2か月後に市民窓口課からはがきでお知らせします。

【注意】

各月の1日から末日までを1か月として計算します。

各病院、診療所ごとに別々に計算します。

同じ医療機関でも歯科と他の診療科は別々に計算します。

同じ医療機関でも入院と外来は別々に計算します。

国民健康保険の給付の対象とならない入院中の差額ベッド代や歯科の自由診療および、入院中の食事代は高額療養費の計算には含まれません。

で、申請してください。ただし、診療日から2年を経過するときは効となり、支給されません。

持参するもの

国民健康保険被保険者証、領収書、印鑑、預金通帳（郵便局は除く）を持って、市民窓口課保険医療係までお越しください。

なお、すでに市民窓口課から通知のしがきが届いている場合は、はがきもお持ちください。

▼問合先 市民窓口課保険医療係（☎38-5807）

●退職者医療制度

国民健康保険の加入者で、長い間会社や役所に勤め、厚生年金保険や共済組合、船員保険などから年金を受けている人とその被扶養者は、「老人保健」の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

▼適用の条件

国民健康保険に加入していること

老人保健法の適用を受けていないこと

厚生年金、船員保険あるいは各種共済組合から老齢（退職）年金または、通算老齢（退職）年金を受けていること

厚生年金、共済年金などの被用者年金保険の加入期間の合計が20年以上または、40歳以後の期間が10年以上あること（国民年金は除く）

に該当する人（退職被保険者本人）の配偶者、三親等内の親族で退職被保険者本人と同一世帯で、主として退職被保険者本人により生計を維持している年間収入が130万円以下の人

●届け出が必要ですが

退職者医療制度の適用を受けるためには届け出が必要です。

年金証書（加入期間の証明できるもの）・国民健康保険被保険者証・印鑑を持参のうえ、市民窓口課保険医療係までお越しください。

▼問合先 市民窓口課保険医療係（☎38—5807）

●特別弔慰金支給

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日に、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

▼対象者 次の順番による先順位のご遺族1人

弔慰金の受給権者

戦没者等の子

戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

から 以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

この第八回特別弔慰金の請求に関する説明会を開催します。

▼とき 7月7日（木）午前10時～、午後1時～、2時～、3時～

▼ところ 市役所7階大会議室
▼問合先 福祉課福祉係（☎38—5809）

●家屋を取り壊した人は届け出を

固定資産税は、毎年1月1日現在に建っている家屋に対し課税されます。

家屋を取り壊した場合で、登記による手続き（滅失登記）がされていないものは、来年度も引き続き課税されることのないよう、「家屋取壊申告書」をお出しください。

この申告は、印鑑をご持参いただければ、窓口ですぐ手続きができます。

▼申告・問合先 税務課課税第2係（☎38—5806）

●家屋調査にご協力を

平成17年1月2日から平成18年1月1日までの間に新・増築された家屋には、平成18年度から固定資産税と都市計画税（都市計画税は市街化区域のみ）が課税されます。

岩倉市では、固定資産税の基礎となる固定資産評価額を算定するために家屋調査を行っています。

ます。税務課の係員が調査にお伺いしますので、ご協力をお願いします。調査の際に、「家屋登記簿」「建築確認通知書」「工事見積書」などを見せていただきます。増築などで「建築確認申請書」を出されなかった場合や車庫・物置を建築し基礎で固定した場合等の建物は、課税対象となります。この場合はご連絡ください。

一斉調査にご協力ください

岩倉市では、現在、一斉調査を進めています。この調査は、家屋の新築・増築・取り壊しなどにより現況と家屋課税台帳とを照合し、差異のある建物を把握し、固定資産税の適正な課税を行うためのものです。調査の都合上、敷地内に入り、家屋の現況を調べさせていただく場合もありますので、併せてご協力をお願いします。なお、調査に伺う係員は、「固定資産評価補助員証」を携帯していますので、ご不審の場合はご確認ください。

▼問合先 税務課課税第2係（☎38—5806）

●北街区市街地再開発事業計画の縦覧

岩倉駅東地区北街区第一種市街地再開発事業の事業計画に関して縦覧を行います。

意見のある人は、愛知県知事に意見書を提出することができます。なお、意見書を提出できる人は、北街区市街地再開発事業に係のある土地または、土地に定着する物件について権利を有する人、および事業予定地に隣接した土地に関する権利を有する人に限ります。

▼縦覧期間 7月6日（水）～20日（水）・日曜日、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時

▼意見書提出期間 7月6日（水）～8月3日（水）（土・日曜日、祝日を除く）

▼ところ 都市計画課

▼問合先 都市計画課計画係（☎38—5814）

基本健康診査パート職員（看護師および事務員）を募集します

岩倉市医師会では、基本健康診査実施に伴う看護師および臨床検査技師（有資格者）と事務員を募集します。

- ▶募集人数 看護師（臨床検査技師を含む）15人、事務員15人
 - ▶勤務場所 保健センター
 - ▶勤務日 基本健康診査実施日（8月23日から10月14日までのうち27日間）
 - ▶勤務時間 正午～午後3時（受診人数により若干の時間延長あり）
- 詳細については、保健センターにお問い合わせください。
- ▶問合先 保健センター（☎37—3511）

募集



●岩倉市ダブルス卓球選手権大会参加者

岩倉市卓球協会では、ダブルス卓球選手権の参加者を募集します。

▼とき 8月7日(日)午前9時～
▼ところ 総合体育文化センターアリーナ

▼種目 男女別ダブルス戦

▼参加資格 市内にお住まいかお勤めで高校生以上の人

▼参加費 1人300円(協会員は除く)

▼申込期限 7月24日(日)

▼申込・問合先 岩倉市体育協会事務局(総合体育文化センター内) ☎66-2222

●2005水辺まつりカーフリーマーケット出店者

岩倉の水辺を守る会では、8月7日(日)に開催する2005水

辺まつりに併せ、カーフリーマーケットを八剣憩いの広場で開催します。このカーフリーマーケットの出店者を募集します。

▼とき 8月7日(日)午前8時30分～正午(雨天中止)
▼募集数 30ブース(先着30ブースになりしだい締め切ります)
▼募集期間 7月11日(月)～25日(月)

▼出店料 1ブース500円

▼出店資格 岩倉市内にお住まいか、お勤めの人

▼申込方法 申込先に、出店申込書にご記入のうえ提出してください(出店申込書は奥田米穀店と環境保全課環境啓発係にあります)。

▼その他 当日は、日よけなどをご用意ください。

販売品については飲食物、営利目的または、法律に違反する物等の販売はご遠慮ください。

申込時に内容を確認のうえ、出店をご遠慮願うことがあります。

▼申込先 奥田米穀店(☎37-0723)または、環境保全課環境啓発係(☎38-5808)

●「心の輪を広げる体験作文」と「障害者の日のポスター」

障害のある人となない人が、学

校や社会生活、社会活動などのなかで、相互に心のふれあいの体験を通じて学んだことや感じたこと、あるいは社会に訴えたことなどを内容とする「心の輪を広げる体験作文」と障害のある人に対する理解を促進する内容の「障害者の日のポスター」を募集します。

▼応募期限 9月2日(金)必着

▼その他

応募作品は、原則として返却されません。

預かった個人情報については連絡のみに使用します。ただし、各部門の都道府県・指定都市からの推薦作品の応募者の氏名、学校名、学年または、年齢については、入賞作品の作品集等に掲載します。

詳しくは、内閣府のホームページまたは、福祉課窓口に備えてあるちらしをご覧ください。

内閣府ホームページアドレス
<http://www8.cao.go.jp/shouga/index.html>

▼応募・問合先 愛知県健康福祉部障害福祉課(☎460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-961-2111)

●放送大学学生

放送大学は、放送メディアを

利用して授業を行う正規の大学(教養学部・大学院文化科学研究科)です。

教養学部・大学院修士科目目生(平成17年10月入学)および大学院修士全科生(平成18年4月入学)の学生を募集します。

【募集する学部学生】

全科履修生/卒業を目指す学生(4年以上在学し所定の124単位以上修得すれば学士(教養)の学位が得られます)

選科履修生/1年間在学科目履修生/半年間在学

は18歳以上で高校卒業の資格が必要。は15歳以上であればどなたでも入学可。とも無試験。

【募集する大学院生】

修士全科生/2年以上在学し、「修士(学術)」の学位の取得を目指す学生

修士選科生/1年間在学修士科目目生/半年間在学

は18歳以上であればどなたでも入学可、無試験。

▼願書受付期間

教養学部・大学院修士科目目生
: 8月31日(水)まで

大学院修士全科生: 8月25日(木)～9月14日(水)

なお、ホームページからでも募集要項の請求ができます。

ホームページアドレス

<http://www.u-air.ac.jp/hp>

▼問合先 放送大学愛知学習センター(中京大学内) ☎052-

講座教室



●七宝焼講習会

みどりの家

地域交流センターみどりの家では、次のとおり七宝焼講習会を開きます。

七宝焼の楽しさを体験してみませんか。

▼とき 7月28日(木)、8月4日(木)午後1時～3時

▼ところ 地域交流センターみどりの家工芸体験室

▼定員 親子15組(定員になりしだい締め切ります)

▼対象 七宝焼に関心のある人(親子、大人のみ子どものみの参加も可能です。経験の有無は問いません)

▼参加費 毎回800円程度(材料費)

▼参加申込 材料等の確認もありますので、みどりの家へ直接お申し込みください。

▼申込・問合先 地域交流センターみどりの家(☎66-66700)

●消費生活講座「収納の基礎知識」

片付けたくても片付けられない、捨てたくても捨てられない、そんな悩みはありませんか。

今回、収納の専門家から上手な収納の仕方を学びます。

▼とき 7月20日(水)午前10時～正午

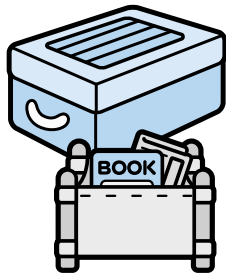
▼ところ ふれあいセンター3階視聴覚室兼研修室

▼講師 加藤雅勝さん(消費生活アドバイザー)

▼定員 50人程度(定員になりしだい締め切ります)

▼受講料 無料

▼申込・問合先 商工農政課商工観光係(☎3815812)



●防災ボランティアコーデイネーター養成講座

昨年は、地震や台風など国内

外で自然災害が相次ぎましたが、それらの被災地で活動するボランティアの人数は年々増加する傾向にあります。このような災害ボランティアに対して、現地でボランティアを受け入れ適切に派遣したり、住民の要望を聞き対応を判断したりするコーディネーター(調整者)の存在は必要不可欠です。

社会福祉協議会では、災害時に活躍する防災ボランティアコーデイネーターの養成講座を開催します。防災ボランティアに関する基礎知識から、実技によるボランティア派遣訓練や炊き出し訓練など幅広く学ぶことができます。

▼とき 第1日「講義」7月23日(土)午前9時30分～午後0時30分、第2日「実技」7月30日(土)午前9時30分～午後0時30分、第3日「炊き出し訓練」8月6日(土)午前9時30分～午後0時30分

▼ところ ふれあいセンター(第3日は岩倉中学校)

▼講師 岩倉防災ボランティアコーデイネーターの会ほか

▼受講料 無料

▼対象者 市内にお住まいかお勤めの人(3日間とも参加できる人)

▼定員 30人(定員になりしだい締め切ります)

▼申込・問合先 社会福祉協議会(☎3713135 ☎3810039)

●森の教室(入門編)

愛知県では、全4回のコースで、森について学び、森の手入れ等を体験する「森の教室」を実施します。

▼とき・内容 9月3日(土)森の観察と調査 10月1日(土)森の学習と手入れ(ヒノキ林の手入れ等) 10月29日(土)森の学習と手入れ(雑木林の手入れ) 11月26日(土)森の恵みと工作

▼ところ 瀬戸市南東部海上の森内(海上の森入集合、愛知環状鉄道山口駅から徒歩20分)

▼定員 50人程度

▼参加資格 小学校4年生以上(小・中学生は保護者同伴)

▼参加費 500円(保険料相当額、4日分)

▼申込方法 往復はがきに、「森の教室申込」と記載のうえ、住所、氏名、年齢、電話番号(グループは全員分)を記入して、申し込んでください。

▼申込締切日 7月29日(金)(当日消印有効)

▼参加者の決定 申込者多数の場合は抽選により決定します。結果は応募者全員に通知します。

●愛知県介護支援専門員実務研修受講試験

愛知県では、介護保険制度で重要な役割を担う専門職、介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成研修を受講する資格者選考試験を実施します。

▼試験日 10月23日(日)

▼受験資格 次の2つの条件に該当する人

保健、医療、福祉の各分野で合計5年以上(一部の対象者は10年以上)の実務経験のある人の業務に従事している勤務地が愛知県にある人または、現在の業務に従事していない愛知県内に住所のある人

▼願書の配布 7月1日(金)～8月5日(金)生きがい課、尾張県民生活プラザ等で配布します。

▼願書の受付期間 7月13日(水)から8月5日(金)まで郵送で受け付けます(当日消印有効)。

▼問合先 愛知県社会福祉協議会介護支援専門員実務研修受講試験係(☎052123113224)

健康

●こどもの救命講習会
～こどもを事故から守ろう～

こどもに、小さな事故やけがはつきものです。事故やけがを未然に防ぐことがもつとも大切ですが、もし起こってしまったら…。

そこで、こどもの起こしやすい事故やけがと、その対処方法について一緒に学んでみませんか？

▼とき 7月20日(水)午前10時～11時30分

▼ところ 保健センター2階視聴覚室

▼内容 講演「こどもを事故から守ろう」、実技「こどもの救命救急法」

▼講師 消防職員(救急救命士)

▼対象 乳幼児とその親

▼定員 30組

▼申込方法 電話または、直接保健センターにお申し込みください。

▼問合先 保健センター(☎3713511)

●健康度(体力・認知症など)をチェックしよう!

健康度チェックで自分のからだを知り、筋力低下の予防、生活活動の見直しで元気な老人をめざしましょう。

▼とき・ところ 表のとおり

とき		ところ
7月 4日(月)	午前 9時～ 9時 30分	第五児童館
7月 5日(火)		第三児童館
7月 8日(金)		くすのきの家
7月 11日(月)	午後 1時～ 1時 30分	北島町公会堂
7月 21日(木)		大市場町公会堂
7月 26日(火)		八剣会館
7月 28日(木)		大上市場会館

▼対象 おおむね65歳以上の人
▼内容 問診(生活習慣等)、血圧測定、体脂肪測定、体力チェック、認知症チェック、結果説明

▼その他 健康手帳をお持ちください(お持ちでない人は、当日お渡しします)。また、動き

やすく、すぐに裸足になれる服装でお越しください。
▼問合せ 保健センター(☎37-3511)



●不用品データバンク

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。

物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。
登録物品(6月1日現在)

▼譲ります ベビー歩行器、空手着

▼あげます 14型テレビ・リモコン、炊飯ジャー、テーブル、ベビーバス、ピアノ、南小体操服、ジュニアシート、おむつパケツ、ミシン、製図台、子ども用自転車

▼求めます ロックミシン、遊花幼稚園制服、ベビーカー、ベビー服、赤ちゃん用玩具(ガラガラ)、ベビシート、一輪車

▼問合せ 商工農政課商工観光係(☎338-5812)

ストッブ・ザ交通事故
高めようモラル守ろうルール
●夏の交通安全県民運動

この時期は、海や山のレジャーの本格的なシーズンを迎え、行楽地に向かう交通量が増加します。

例年、夏の暑さや開放感から注意力が散漫になり、若者の無謀運転、子どもや高齢者の事故、飲酒運転による重大事故が多発する危険性も高まります。そこで若者をはじめ一般ドライバーに安全運転の励行、マナー

の向上を呼びかけるとともに、子どもや高齢者の交通事故防止などを推進するため、7月11日から20日まで夏の交通安全県民運動が実施されます。

この機会に交通事故についてそれぞれが今一度考え、交通安全意識を高めましょう。

夏の交通安全県民運動

▼期間 7月11日(月)～20日(水)

重点

- ・若者の無謀運転をなくそう
- ・飲酒運転を追放しよう
- ・子どもや高齢者を交通事故から守ろう
- ・イエローストップ運動(交差点で黄信号も止まる運動)を推進しよう

薬物乱用は絶対にやめましょう

少年をターゲットにする覚せい剤密売人

覚せい剤の密売人は「薬物の使用は個人の自由」と考える若者たちをターゲットにして、覚せい剤を売りまくり、乱用者を増やしています。例えば、出会い系サイトで知り合った男に覚せい剤を打たれて中毒になった女の子や、暴力団との絡みから仲間同士で覚せい剤に手を出した暴走族などです。

覚せい剤がもたらす害

- 1 薬物の乱用者は身も心もボロボロになる
薬物の依存性から薬物がやめられなくなった乱用者は、やがて慢性中毒症状「幻覚・妄想」に襲われ、自らを傷つけたり、死を選ぶなど、身も心もボロボロになります。
- 2 第3者に危害を加え、お金欲しさに犯罪を敢行する
幻覚・妄想から錯乱状態になり、関係のない他人をいきなり襲ってみたり、薬物を買うお金欲しさに、盗み、強盗、売春といったあらゆる犯罪に手を出してしまいます。
- 3 家庭や家族が崩壊
家庭に1人でも薬物乱用者がいたら、乱用者の暴力、物の破壊等に耐える地獄の日々が待っています。ひどい場合は、乱用者の家族が乱用者を殺害するなど、薬物乱用の裏側には、このような具体的な危険が潜んでいるのです。

▶問合せ 江南警察署生活安全課少年係(☎56-0110 内線272)

図書館ニユース

岩倉市図書館
☎37-6804

児童新着図書の紹介

絵で見る「もの」の数え方

まちだ 健 監修
町田 健 言語・語学



神様は「一柱」、では仏様は？ 蛾は「一匹」、でも蝶は？ なんてかんでも一個、二個、ひとつ、二つと数えていませんか？ 知っているようで知らない「もの」の数え方を絵解きで紹介します。

むしのにんじやたち

写真 海野和男

おやすみなさい
リーグ・リンドバーク
文 ジル・マックエルマリー 絵

お気軽にご相談ください

市民相談

市民相談室(☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。

なお、各相談は正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■外国人のための相談(岩倉市国際交流協会)

「こんにちはコーナー」

7月 3日(日)午後1時～3時

7月17日(日)午後1時～3時

■女性相談

7月 4日(月)午後1時～3時30分

■人権相談

7月 8日(金)午後1時～4時

■行政相談

7月 8日(金)午後1時～4時

■法律相談(予約制...定員各6人)

7月12日(火)午後1時～4時

7月27日(水)午後1時～4時

毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■登記相談

7月13日(水)午後1時～4時

■不動産相談

7月14日(木)午後1時～4時

■知的障害者相談

7月14日(木)午後1時～4時

■総合福祉相談

7月15日(金)

身体障害者相談...午後1時～4時

戦没者遺族相談...午後1時～4時

■年金相談

7月25日(月)午前10時～午後3時

●心の相談電話

☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても、何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日 午前10時～午後4時
(祝日、振替休日を除く)

●なんでも労働相談会

愛知県では、愛知労働局および愛知社会保険事務局と共催で、「なんでも労働相談会」を開催します。当日は、来所、電話でも受け付けます。

▶とき 7月28日(木)・29日(金)午前10時～午後4時

▶ところ 近鉄新名古屋ビル5階独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構名古屋駐在事務所多目的室(名古屋市中村区名駅4-5-28名古屋駅から桜通を東へ徒歩5分)

▼相談内容 解雇、賃金等のあらゆる労働問題

当日の電話による相談・問合せ
先: ☎052-561-951

弁護士の相談は予約が必要です。各日、午後1時～4時で受け付けます(予約電話☎052-962-8592)。

▼問合先 愛知県労働センター
(☎052-962-8592)

●子どもを虐待から守るために

虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。

子どもを虐待から守るためには、親の立場より何よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。そして、それができるのは「あなた」と「関係機関」の連携です。あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに児童相談所や福祉事務所に連絡(通告)してください。

業務所に連絡(通告)してください。通告は子どもを守るためのものです。連絡をした人が特定されないように秘密は守られます。「あなた」の実行が、子どもを虐待から守ります。

児童虐待とは

身体的虐待: 打つ、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待: 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト: 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

心理的虐待: 言葉による脅し、無視、兄弟間の差別扱いなど

児童虐待を発見したら(おかしな感じたら)迷わずに次のところに連絡(通告)してください。

●子育て相談

地域子育て支援センターでは、乳幼児の子育てに関する相談を行っています。

子どもの遊びや生活・しつけ・発育・食事など子育てに不安を感じたり、イライラした時いつでも気軽に相談してください。

ひとりでお悩んでいるより、人に話すことで気がつくこともあります。

相談室でお子さんを遊ばせながら、気兼ねなくお話ししましょう。

▼とき・ところ 表のとおり

▼連絡先 福祉事務所児童課
(☎38-5810) または、一宮児童相談センター(☎0586-451-1558)

●教育相談

不登校やいじめ、学校や家庭におけるさまざまな悩みごとを持つ保護者などを対象に相談を行っています。

▶とき 毎週火曜日午後1時～4時

▶ところ 地域交流センター「くすのきの家」適応指導教室
おおくす相談室(中本町西出口15-1)

▼相談員 山田和行さん(元適応指導教室長)

▼その他 電話での相談も受け付けています(予約優先)。

▼問合先 適応指導教室(☎38-0300)

相談場所・問合先		面接相談(予約制)	電話相談
南部保育園内 子育て支援センター	大地町小森5 ☎ ☎ 38-3911	毎週 月・水・金曜日 午後1時～4時	毎週 月～金曜日 午前9時～ 午後4時
東部保育園内 子育て支援センター	大市場町順喜11 ☎ ☎ 38-2387	毎週 月・水・金曜日 午後1時～3時	毎週 月～金曜日 午前10時～ 午後3時

いずれも、祝日・振替休日を除きます。

ネットワーク

ふれあい ファミリー

●お父さんお母さんの一言
神様が与えて下さった大切な永遠くん、1歳のお誕生日おめでとう！
永遠くんはパパとママの宝物だよ。
生まれてきてくれてありがとう。永遠くんの笑顔には、パパとママは、いつも元気をもらっているよ。
素敵な笑顔をありがとう。これからもたくさんさんの思い出と一緒に作っていきましょう。

新柳町の加納善樹・史子さんの長男 永遠くん（1歳）。

と
わ
永遠くん



「市民のひろば」は 市民の皆さんが作りだすページです！

「市民のひろば・いわくらネットワーク」のこのページで市民の皆さんからの投稿をお待ちしています。

わが家の
とってあき！

あなたの家族の自慢話をお聞かせください。

Do!
ボランティア

あなたがやっているボランティア活動を教えてください。

エンジョイ
ホビー
わたしの
趣味

あなたの趣味を教えてください。

この他にも旅行記やふるさと自慢など、楽しい情報なら大歓迎です。ご連絡をいただければ取材にも伺います。ふるってご応募ください。

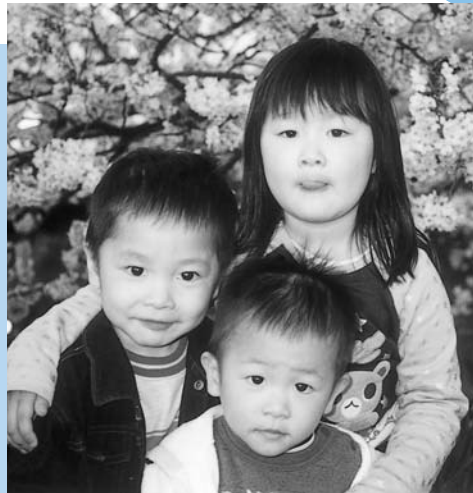
●問合先 企画課広報広聴係（☎38—5802）

ふれあいファミリー

●お父さんお母さんの一言
いつも3人で笑ったり泣いたりのにぎやかな毎日。来くんはお姉ちゃん、お兄ちゃんが大好きでいつもふたりにくっついて遊んで楽しそうだね。快くんは優しいお兄ちゃん。幼稚園に入って知らない間にいろいろできるようになったね。唯ちゃんはいつも2人の世話をしてくれる頼れるお姉ちゃん。これからも仲の良い笑顔の絶えない姉弟でいてください。

稲荷町の棚橋誠・文代さんの長女
唯ちゃん（5歳）長男快くん（3歳）
二男来くん（2歳）。

唯ちゃん（右）
来くん（中）
快くん（左）



知っておきたい

防災知識



いつ起きても不思議でない東海地震！ あなたは備えていますか？

最近、新聞、雑誌等で東海地震、東南海地震、東海地震と東南海地震の連動の発生の恐れがあると言われています。過去を振り返ると日本列島の太平洋側では、100～150年くらいで地震が発生しています。東海地震は、1854年の安政東海地震以来約150年にわたって、大地震がありません。東南海地震においても、1944年以来、61年の空白域となっています。今後30年の東海地震発生率は、「いつ起きてもおかしくない」、東南海地震では、「60％」と言われています。この状況から、東海地震は、明日発生するかもしれません。各地震が発生した場合、愛知県の調査結果（平成15年6月）による岩倉市被害予想は下表のように予想されています。

岩倉市の被害予想（冬早朝5時を想定）

想定項目	東海地震	東南海地震	東海地震・東南海地震
全壊件数	－	40棟	50棟
半壊件数	20棟	290棟	360棟
火災	－	－	－
人的被害	－	60人	70人

●あいち防災リーダー

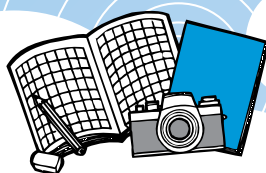
つかはら 塚原 輝久
てるひさ

皆さんが被害にあわないようにするためにも、次の項目をチェックしましょう。

チェックシート

	家の耐震診断、耐震補強、塀などの安全確認。
	家具などの転倒、落下防止。ガラスの飛散防止。
	備蓄品や非常持ち出し品を用意。
	生活用水（洗面用・トイレ用）の備蓄。
	家族で避難の方法や連絡方法をあらかじめ決めておく。
	日ごろから、自主防災活動に積極的な参加。
	隣近所とのコミュニケーションを図る。
	消防署などで開催されている救命講習会への参加。

最後に、日ごろから訓練や備えをし、また、地震発生時冷静に対処することが大切です。



学校通信

岩倉南小学校

安全で開かれた学校を目指して

不審者対策訓練

5月30日に不審者が校舎内に侵入したことを想定して、江南警察署の協力を得て避難訓練を行いました。

不審者を装った警察官がナイフを手に5年1組の教室に入り込みます。迫真の演技に訓練とは分かつていても子どもたちの顔が引きつりました。

担任の大野先生は、子どもたちに教室の前から避難するように指示し、防犯ベルと笛で異常発生を知らせました。そして、異常を察知した隣の教室の嶋先生が火災報知器を鳴らし、異常を学校中に知らせ、けたたましい非常ベルの音に学校中が一瞬騒然となりました。



男性職員がさすまたを手にもった5年1組に駆けつけ不審者の行動を阻止します。しかし、不審者を容易に取り押さえることはできずに、逆に攻撃を受けてしまいました。

一方、子どもたちは担任の先生の指示に従って、落ち着いて行動し、無事避難することができました。

運動場で警察署の方と校長先生の話を聞きました。「いつも先生がいるとは限らないので、自分で考えて行動できるように」というお話は、いざというときの行動の仕方を考えさせられました。

その後、教室へ戻り、用具を持ち、一斉下校の隊形に並び直しました。そこで、不審者が近づいてきたと、想定して笛を吹く練習をしました。大きな笛の音が響き渡りました。

子どもたちの下校後、教師対象に不審者が教室に進入してきたときの対処方法の訓練をしました。

練をしました。

凶器を持っているか、持っていないかを見極め、まず、子どもを安全に教室外に逃がし、その後、不審者に体を張って阻止することが教師の使命だということに緊張が走りました。

インターホンの設置

防犯・不審者対策の一環として東門にインターホンを設置しました。

子どもたちの登校後、学校中の門は防犯のために施錠しています。学校へ訪ねてきた方にはどこからどうやって入ればよいのか分からず、ご迷惑をおかけしてしまいました。また、学校側でも門を開けて入ってくる人がどんな人なのかを把握できずに困ることがありました。

そこで、カメラ付きのインターホンを設置し、職員室と結び、職員室でだれが訪ねてきたか分かるようにし、対応することができるようになりました。

南小学校を訪ねてみたときは、東門の北側の柱にあるボックスを開け、中のインターホンのボタンを押してください。美しい声とは言えませんが、誠実にお答えする声が聞こえてくると思います。

市民の皆様、一度、南小学校を訪ねてください。



おいしいお米に育ちますように ～東小学校田植え～

6月8日、岩倉東小学校5年生の児童35人が、総合的な学習の時間で田植えを行いました。

子どもたちは、地域の皆さんやお母さんたちに指導され、はじめは慣れない手つきでしたが、最後には、指導して下さった方々に「うまくなったね」とお墨付きをもらっていました。

子どもたちは、「姿勢がきつかったけど楽しかった」と話していました。この日植えられた稲は、秋に収穫し、もちつきをする予定です。



生ごみを肥料に ～北小学校ぼかし作り～

6月3日、岩倉のごみを考える会の皆さんが岩倉北小学校を訪問し、4年生の総合的な学習の時間で「ぼかし作り」の授業を開きました。児童は、EM菌（抗酸化物質を作り出す微生物で、動物・植物・環境に有効に作用します）、糖みつを水で溶かしたものと、もみがら、米ぬかを、よく混ぜ、ぼかしを作りました。ごみを考える会の人から「ぼかしを使うと良質の肥料になり、おいしい野菜ができる」と説明を聞き、児童は「家でもやりたい」と話していました。この日作ったぼかしは、残った給食と混ぜて花壇に使う予定です。

生演奏で歌声披露 ～ナゴヤシティプラスアンサンブル 生演奏で演歌をうたおう！～

6月13日、みどりの家で、ナゴヤシティプラスアンサンブルの生演奏で演歌をうたう「演歌をうたおう！」が開かれました。

このコンサートは、セントラル愛知交響楽団のプラスメンバーが中心となって活動しているナゴヤシティプラスアンサンブルがボランティアで開催しているもので、今回で3回目となります。

この日は、10人の市民の皆さんが「箱根八里の半次郎」や「つぐない」などの歌謡曲を熱唱。参加者の自慢の歌声に、会場からは盛大な拍手が送られていました。



広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。

● 申込先 企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。

7月

1 金 はつらつ元気くらぶ(南部老人憩の家)
分別収集/倉野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
古紙と古着の日/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町

2 土 野菜の広場/岩倉駅地下道

3 日 ㊟休日急病診療(有馬良成 有馬医院)

4 月 母親教室第3回

5 火 離乳食教室 1歳6か月児健康診査
分別収集/八剣町・井上町・神野町・石仏町
古紙と古着の日/中本町・東町・中野町・鈴井町

6 水 野菜の広場/岩倉駅地下道

7 木

8 金 BCG はつらつ元気くらぶ(岩倉病院)
分別収集/東新町(岩倉団地)

9 土 野菜の広場/岩倉駅地下道
古紙と古着の日/東新町(岩倉団地)

10 日 ㊟休日急病診療(柵木隆志 ませきクリニック)
市役所市民スペースはお休みです。

11 月 乳幼児健康相談
母親教室第4回

12 火 3歳児健康診査 はつらつ元気くらぶ(第五児童館)
分別収集/大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町
古紙と古着の日/泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目

13 水 風しん
野菜の広場/岩倉駅地下道

14 木 三種混合

15 金 はつらつ元気くらぶ(老人憩の家)
分別収集/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町
古紙と古着の日/倉野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町

印は保健センター
休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。
岩倉市のホームページをご覧ください。
健康チェックの日、母子健康手帳交付は毎週木曜日
です。

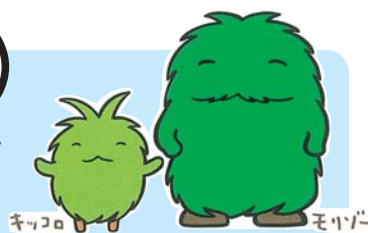
毎週金曜日(祝日を除く)は、市民窓口課の証明
発行業務を午後7時まで延長しています。

救急医療情報センター
0586-72-1133
㊟休日急病診療所
66-4708
受付 9:00~11:30
13:00~16:30
消防テレホンサービス
38-3119

岩倉市の人口 / 48,391人(+137人)
男性 / 24,111人(+67人)
女性 / 24,280人(+70人)
世帯数 / 19,487世帯(+86世帯)
(6月1日現在)

●発行/岩倉市役所
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎0587-66-1111(代表) ☎0587-66-6100
●編集/総務部企画課広報広聴係
●毎月2回 1日・15日発行
●岩倉市ホームページアドレス
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>

出かけよう!
愛・地球博



7月10日(日)は 「岩倉市の日」

愛・地球博の「あいち・おまつり広場」では、県内市町村による地域の祭り、伝統芸能、文化活動、特産品等の紹介など、各市町村や地域の特色をクローズアップした市町村デーが開催されています。

7月10日(日)は「岩倉市の日」です。ステージでは市内各団体による催し物が開催されます。また、名古屋コーチンの試食と、鯉のぼりの展示も併せて行います。ぜひ、ご来場ください。

- 場 所 愛・地球博 長久手愛知県館「あいち・おまつり広場」
- 主 催 愛知万博「岩倉市の日」実行委員会

「岩倉市の日」催事スケジュール

9:30~9:50	岩倉太鼓友の会
10:00~10:15	オープニングセレモニー
10:40~11:00	岩倉市ジュニアオーケストラ
11:25~11:45	岩倉市民吹奏楽団
12:05~12:35	民謡 (岩倉民謡会、民謡山口会、民謡藤川会)
12:50~13:00	五条川作文コンクール入賞者作品朗読
13:20~13:40	いわくら少年少女合唱団
14:00~14:20	さんご大正琴同好会
14:35~14:55	岩倉民謡舞踊連盟
15:00~15:25	市の紹介ビデオ上映
15:35~16:00	サルサダンス (共演 岩倉総合高等学校、岩倉中学校)
16:00~16:25	キューバ音楽 (コンキスタン)
17:05~17:35	山車からくり (大上市場区、中本町区、下本町区各山車保存会)



- 問合先 商工農政課商工観光係(☎38—5812)まで。

「声の広報」を用意しています。

- 申込・問合先 岩倉市社会福祉協議会(☎37-3135)
または、企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。



岩倉市は、(財)日本環境協会の承認を得て、エコマークをシンボルマークとして使用しています。